

坂井市高齢者等 SOS ネットワーク 事業運用マニュアル

坂井市高齢福祉課

1. はじめに

坂井市高齢者等SOSネットワーク事業（SOS ネットワーク）とは、市や警察をはじめとする関係機関※が地域の高齢者等を見守り、行方不明発生時における早期発見・保護を図るためのネットワーク体制のことです。高齢者人口の増加が推計される中で、認知症の方が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくためには、これまで以上に地域における認知症施策の推進を図ることが重要となります。

※SOS ネットワークの関係機関…市役所、所管警察署、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、青少年愛護センター、市内の協力事業所

2. 事前登録について

次の方は、SOS ネットワークに事前登録をすることができます。本人の特徴や写真を事前に市に登録しておくことで、いざという時、関係機関に速やかに詳細な情報を提供することができるため、早期発見・保護につながります。

【事前登録対象者】

- ① 65歳以上の認知症及び認知症疑いにより行方不明となるおそれのある方
- ② 若年性認知症により行方不明となるおそれのある方

※事前登録の情報は、市と警察署にて適切に管理し、行方不明時のみ家族の同意を得て関係機関に提供します。

※事前登録の内容は3年ごとに見直し、更新していきます。

【事前登録の流れ】

- ① 市に事前登録届を提出します。
- ② 市より事前登録決定通知書 および みまもり QR シールを交付します。



3. みまもり QR シールの配布

SOS ネットワークの事前登録時に、みまもり QR シールを配布しています。このシールを本人の衣服や持ち物に貼り付けておくことで、行方不明発生時に発見者がスマートフォン等でQRコードを読み取ると、インターネット上の伝言板サイト（どこシル伝言板※）に対象者の情報が表示され、本人の家族等に発見通知メールが自動送信されます。発見者と家族等は個人情報を開示することなく、伝言板サイト上で直接メッセージのやり取りすることができるため、発見から保護・引き渡しまでを安心・安全・迅速に行うことができます。

※詳細は別紙のチラシをご覧ください。



みまもり QR シールの見本

4. 協力事業所の登録

SOSネットワークの趣旨に賛同し、活動に協力して頂ける事業所に、協力事業所として登録をして頂いております。

【協力事業所に登録できる事業所】

- ① 市内の介護サービス事業所・医療機関・金融機関・郵送、配送を行う事業所・商店
- ② その他市内で事業を行う事業者

【協力事業所の活動内容】

- ① 平常時における、気がかりな高齢者等の見守り
 - ② 行方不明発生時における高齢者等の搜索協力
- ※いずれも通常業務の範囲内をお願いしております。

【協力事業所登録の流れ】

- ① 市に協力事業所登録届を提出します。
- ② 市より協力事業所決定通知書および事業所登録証（ステッカー）※を交付します。

※事業所登録証（ステッカー）を事業所・店舗や車・バイクに貼り付けることで、SOSネットワーク協力事業所の証とするとともに、事業の周知協力をして頂いております。



事業所・店舗用



車・バイク用

5. SOS ネットワークの体制

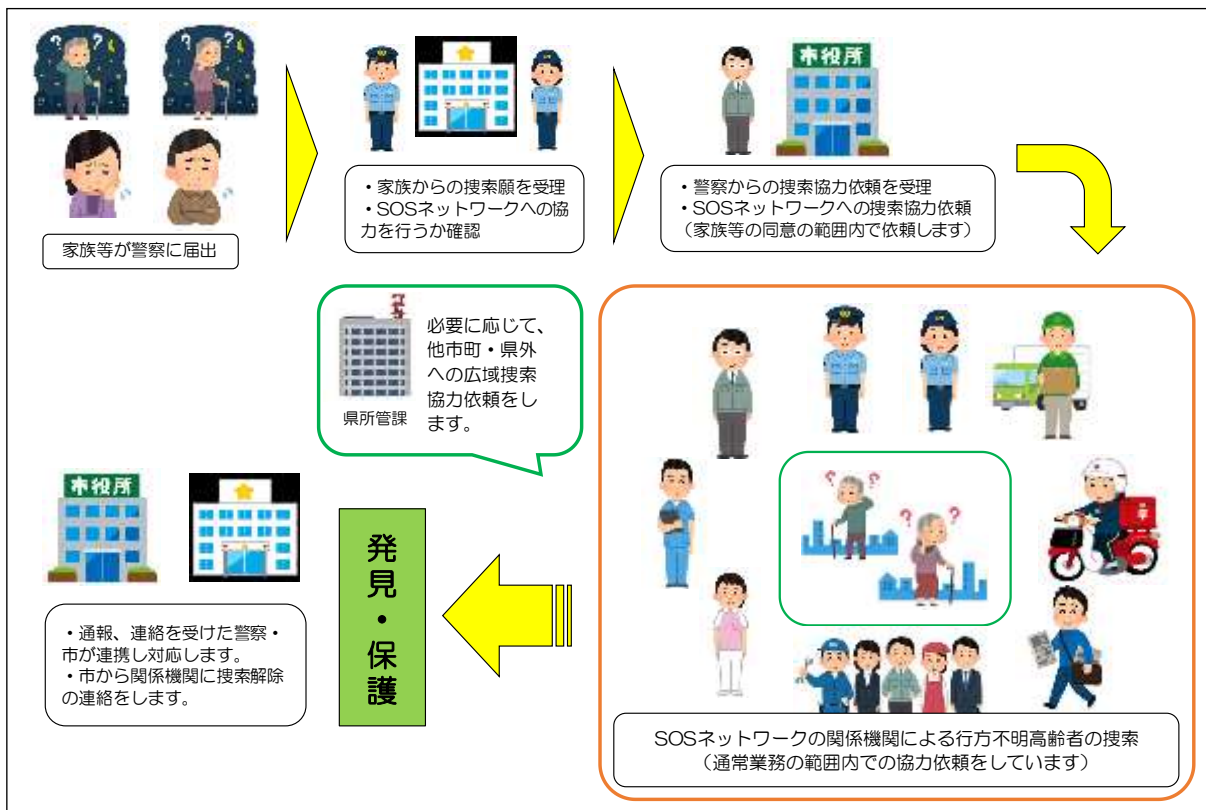
(1) 平常時

SOS ネットワークの関係機関が地域の高齢者等を見守り、異変を察知した際には市・警察・地域包括支援センター等の関係機関が連携し、緊急性に応じて適切に対応します。



(2)行方不明高齢者等発生時

家族等が警察に届出をし、警察から市に対して SOS ネットワークへの搜索協力依頼をします。市より SOS ネットワーク関係機関へ行方不明高齢者の情報を提供し、搜索協力依頼をします。対象者の発見・保護に至った後は、連絡を受けた警察・市が連携し対応します。



※身元不明高齢者発見時は関係機関の連絡調整を行い、市と警察が対応を引き継ぎます。

6. 関係機関連絡先

(1)事前登録・協力事業所登録の申請先

◆ 坂井市高齢福祉課

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

(0776) 50-3040 (直通)

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように

(2)行方不明発生・発見時の連絡先

◆ 坂井警察署(丸岡・春江・坂井)

(0776) 66-0110

◆ 坂井西警察署(三国)

(0776) 82-0110

◆ 坂井市高齢福祉課

(0776) 50-3040 (直通)

◆ 坂井市代表(平日時間外・休日)

(0776) 66-1500



認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター「ロバ隊長」